

「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務」及び
「仁淀川町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援委託業務」
企画提案書作成要領

1. 目的

この要領は、仁淀川町（以下「町」という。）が予定している仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務及び仁淀川町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援委託業務（以下「委託業務」という。）の委託業者を、適切かつ公平に選定するために、提出を求める提案書の取り扱いについて定める。

2. 委託業者の選定

- （１）委託業者の選定方法は、プロポーザル方式とし、委託業者を選定するための提案書の提出を受け、企画提案書、金額、実績等により町がその内容を審査し、委託業者を選定する。
- （２）選定された方は、本委託業務を受託することができる。町は選定された方と別途協議のうえ契約を締結する。
- （３）仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果を活用し、仁淀川町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画を策定するため、両委託業務は同一の業者を選定することとする。

3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで

4. 見積限度額

令和 7 年度：上限額 3, 5 7 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度：上限額 4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

＊上限額を越える提案は無効とする。

5. 提案を求める内容

「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務」及び「仁淀川町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務」仕様書による。

6. 応募資格者

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （２）仁淀川町の指名停止措置を受けていないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- （４）別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び町の指示に柔軟に対応できること。

7. 応募手続き

- （１）参加意思表示について

参加意思表示書(様式第 1 号)の提出期限は、令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）午後 5 時 15 分までとする。

(2) 提出書類について

用紙サイズは原則 A4 とする。ただし、資料の作成上、A3 版を利用した方が確認しやすい場合は A3 版の利用を可とする。

書類名	様式	備考
① 応募申込書	様式第 2 号	
② 企画提案書	様式任意	・原則として A4 判 (A3 判の折込みも可)。 ・仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を活用し、仁淀川町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画の策定を行う予定のため、両業務を併せた提案書とすること。
③ 会社概要	様式任意	パンフレットも可。
④ 第 9 期の業務実績	様式任意	
⑤ 見積書	様式任意	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等に係る見積書 第 10 期介護保険事業計画策定支援に係る見積書 それぞれの見積書に可能な限り内訳を記載するよう努めること。計画策定分は現在の国の基本指針などの情報から必要な業務量を判断すること。
⑥ 個人情報保護のために必要な措置		・プライバシーマークの認定を受けていることを講じていることを示す書類の写し。

(3) 提出部数

①正本(上記①～⑥): 1 部(社名を表記すること。)

②副本(上記①～⑥): 7 部(副本には社名等を表示しないこと。)

(4) 提案書については次の事項を必ず明記すること。

①本事業の実施方針

②本業務の推進体制

③本業務についての提案

・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等

・高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画

④個人情報の取扱いについて

⑤工程計画

(5) その他の資料について

提案書の補足説明のための資料を提出する場合は、提案書とは別綴じとし用紙サイズは A4 版とする。

(6) 質疑について

実施要領又は仕様書に関する質疑がある場合は、質疑書(様式第 3 号)により、担当者までメールで質疑することとする。

質疑書の提出期限は、令和 7 年 10 月 10 日(金) 午後 5 時 15 分までとする。

質疑の内容及び回答について、全事業者にメールにて回答することとする。(10 月 17 日予定)

(7) 提出期限

令和 7 年 10 月 29 日(水) 午後 5 時 15 分までに提出書類を持参又は郵送必着。

(8) 提出先・問い合わせ先

仁淀川町役場 医療保険課 介護保険係

〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地

電話: 0889-35-1080

Mail: iryouhoken@town.niyodogawa.lg.jp

担当: 黒川・山諸

8. 審査について

提出書類等は、「仁淀川町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等委託業務」及び「仁淀川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書類審査により審査し、優先交渉事業者を選定する。

9. 選定結果

選定結果は、選定後全ての提出者に文書で通知する。（1週間後の11月7日（金）を予定）

10. 費用

提案書の作成等、今回の提案に要する全ての費用は提出者の負担とする。

11. 契約の締結

「9. 選定結果」により本委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は仁淀川町から委託業務契約にかかる指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

なお、提案者が1者の場合、優れていると認められた場合には入選者として選定し、契約締結に向けて交渉する。

12. 失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 当該案件に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 仁淀川町暴力団排除条例（平成23年条例第3号）の規定に基づき、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合
- (6) その他、町長が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

13. その他

- (1) 企画提案書を提出する意向について、提出期限までに文書にて回答すること。
- (2) 企画提案書の提出は1案のみとする。
- (3) 提出された全ての書類の返却及び他社への公開は行わない。
- (4) 提出された企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- (6) 選定における内部の審査情報は公開しない。
- (7) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (8) 選考提案内容は、契約終了後に協議の上、変更する場合がある。